

平成19年8月伊賀南部環境衛生組合議会第151回臨時会会議録

平成19年8月27日（月曜日）

議事日程

平成19年8月27日（月曜日）午前11時開議

- 日程第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 副議長の選挙
- 第6 議案第8号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について
- 第7 議案第9号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

石井 政 梶田 淑子 樫本 勝久 坂井 悟 中川 敬三  
宮崎 由隆 桃井 隆子 山下 松一 吉住美智子

欠席議員

中岡 久徳

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	今岡 睦之
収入役	森岡 繁一	事務局長	山崎 幸雄
廃棄物処理担当監	柳嶋 正範	総務担当参事	前田 國男
総務担当参事	城山 廣三	総務室長	濱田 謙治
業務室長	名和 健治	清掃工場建設室長	夏秋 佳生

事務局職員出席者

書記長	中野 栄蔵	書記次長	高嶋 和子
書記	小島 敏孝	書記	岩本 靖之

午前 11 時開議

(議長山下松一議員席に着く)

議長(山下松一) ただいまから平成 19 年 8 月伊賀南部環境衛生組合議会第 151 回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

最初に議員の異動について、ご報告いたします。伊賀市選出の、山岡耕道議員、勝矢節義議員が本組合議会議員を辞職されましたことに伴い、伊賀市議会において、後任者の選挙が執行された結果、桃井隆子議員、坂井悟議員が当選されました。

#### 日程第 1 議席の指定

議長(山下松一) 日程第 1、議席の指定を行います。

今回の、議員の異動に伴う議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長において、お手元に配布の議席表のとおり指定いたします。

#### 日程第 2 会議録署名議員の指名

議長(山下松一) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 8 5 条の規定により、樫本勝久議員、吉住美智子議員を指名いたします。

#### 日程第 3 会期の決定

議長(山下松一) 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長(山下松一) ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決しました。

#### 日程第 4 諸般の報告

議長(山下松一) 日程第 4、諸般の報告をいたします。管理者から平成 18 年度伊賀南部環境衛生組合一般会計継続費繰越計算書の報告を受けました。

また、監査委員からは平成 19 年 2 月、3 月、4 月、5 月、6 月及び 7 月に執行し

た例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配布のとおりであります。

日程第5 副議長の選挙

議長（山下松一） 日程第5、これより副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（山下松一） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（山下松一） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に坂井悟議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました坂井悟議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長（山下松一） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました坂井悟議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました坂井悟議員が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定による当選の告知をいたします。この際、坂井悟議員の発言を許可いたします。坂井悟議員。

（副議長坂井悟登壇）

副議長（坂井悟）

坂井悟でございます。本当に環境問題、今一番やかましく言われている中で本当に伊賀南部環境衛生組合議会の副議長として精一杯やらせていただくのと、皆さん方のご協力、それと同時に議長を補佐しながら一生懸命頑張りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

日程第6 議案第8号 平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1

号) について

議長（山下松一） 日程第6、議案第8号を議題といたします。

議長（山下松一） 提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第8号、平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容は、容器包装リサイクル法対象プラスチックを分別回収することに係る経費の計上並びにごみの搬入手数料を改定することによります歳入の補正でございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。環境衛生費におきまして、収塵車管理費では、容器包装プラスチックの分別回収啓発用パンフレット等の作成費と、ごみ収集業務委託料で1,300万円の補正、ごみ焼却場費ではごみ搬入手数料の改定に係る事業者啓発用パンフレットの作成費と、計量器のシステム設定変更委託料で76万3,000円の補正であります。

最終処分場費では、ごみ焼却場費と同様、計量システム設定変更委託料と容器包装プラスチックの分別回収ごみ質検査委託料で、補正額は159万5,000円であります。

次に、歳入につきましては、ごみの搬入手数料の改定に伴い、可燃ごみ処理手数料で1,242万円、不燃ごみ処理手数料で648万円を増額しております。その結果、名張市及び伊賀市にご負担いただいております分担金は、名張市分、伊賀市分合わせまして354万2,000円の減額といたしております。

これらによりまして、補正後の歳入歳出総額は、それぞれ46億1,965万8,000円となっております。

以上が今回お願いいたします補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、ご決定下さいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（山下松一） これより質疑を行います。なお本日の質疑は会議規則第43条の規定により3回までといたします。

質疑がないようでありますからこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。梶田淑子議員

(議員梶田淑子登壇)

議員(梶田淑子) 第151回臨時会において議案第8号一般会計補正予算(第1号)について、梶田淑子、反対の立場から討論させていただきます。この補正予算に組み込まれている容器包装プラスチックの分別に伴う収塵車やその他の委託料の予算化は、今の時点では節足過ぎます。理由としては、名張市の桔梗が丘の区長全員の署名でもって提出された要望書は、ステーション化を白紙撤回し、戸別収集をするようにとの要望です。それも解決されない限り、区行政にも協力しないと言われており、桔梗が丘の区行政が動かなくなっている中で、これを無視して事を運ぶことはできないはずです。現実には、行政から住民へのこの分別の説明会の回覧版の依頼も受けていただけず、ストップしている状況です。また、他地区においても、30日から始まる160地区の説明会にて市民の反対が大きくできそうな中で、もし住民の理解と協力が得られなければ実施できない事業です。

予算づけは、住民が納得して、実施できる段階が来てからでも遅くはないと考えます。今日の臨時議会は、伊賀市の新しい組合議会議員が選出されてから初めての組合議会です。10月には定例議会も開催されることでしょうかから、その時点でも遅くはないと思います。名張市並びに伊賀市青山地区の住民の理解も得ていない中で、事業実施もできかねる状態で、なぜ早々と予算を計上してくるのか。また、桔梗が丘の要望も無視して進めていける事業ではないと思います。

もう1点は、この容器包装プラスチックの分別はどの容器が法律の対象になるのか、非常に見分けにくく、容器を水洗いして排出してもらい、これは本当に、住民に非常に負担をかけることになります。今、水道代も下水道代も非常に上がってきている。それを含めての水道代です。こんな中で水道代を市民が負担して、経済負担を受けて、そしてそれを分別するにしても、洗うときには例えばマヨネーズのそういった入れ物は切りまして、そしてそれをきれいに中身を洗って、油分を残さないようにして出さなければ容リ協会は引き取っていただけないのです。実際に、そういったこのプラスチック製品のリサイクルには、マテリアル、ケミカル、サーマルというようなリサイクルの3種類のやり方があります。収集、分別、圧縮、保管コストがかかり、なおかつ業者へ落札金額の3パーセントを自治体が負担せねばなりません。この自治体負担といいますのは税金で当然まかなっていくことです。そうして、これだけではなく保管場所。こういった集めたものをこれ乾かして、雨に濡らしてもだめなので保

管場所もつくっていかなければならない。そして、さらにはその圧縮梱包機、これできちっとしなければならない。そういう施設も試行の段階ではない中で、これをやることについてはどうするのかということに対して、燃やしてしまうというようなそんな答弁をされましたが、それは私達住民にとりましては労力を使って、時間をかけて、経済負担を受けて、そんなことを市民にさせてまでしたこの分別を、燃やすというこの段階が理解できません。これ、本当に試行じゃなく徹底的にこのことを進めいくということになったときにも、これだけの自治体の負担をかけて、ただ単なる3パーセントの負担だけじゃなく、それに伴う今日も出てきておりますこの収塵車を回すことについての予算とか、そして色々な住民にかけるそういったこと。そういう負担をかけてして、どれだけの利益が市に返ってくるのか。これ、担当にちょっと聞かしていただいた上におきましては、そういった利益は少しも返って来ない。そんな、これどうしてもしなければならないことなのかなあと。

名張の市議会におきまして、私は、これは国へ向いて、市長ええかっこせんといってください。本当に住民にかけるこの労力、そういったことに目を向けてください。でも市長はこれを、国民の義務です。市民の使命です。というふうなことを言われて、そして、国の全国市長会でキャンペーンをしています。シンポジウムをしています。だからこういうことを進めて行くって。その答えの中には、住民にかける労力、そういった負担について少しもお答えはいただいてなかったのですね。ですから、本当にこのことをしていかなければならないという理由がどこにあるのか。こういった、先ほども容り協会はどういうところに所属している団体かっていう質問も宮崎議員からありましたが、このことを進めていっているのは経済産業省関係が進めていっています。ただし、環境省の方は、もう今、既にそういうものを洗って、水を汚したり、排水のことを考えれば環境によくないということで、これはもう燃やす方向になってきている。こういったところもあるんですね。ですから、法律で全てこれはしなければならないのだったら、どことも全部自治体がしているはずですけども、そうじゃなくって自治体として選んでいけるというのがこの分別の本旨でしょ。それだったらもっともっと、これは本当にやっいていいことかどうかということの議論をもっと深めて、そして議員にもそのことについて勉強もさしていただいて。議論をした上ですべきであって、本当に今、このような形の中で、今日の臨時議会で急に出してきて、そしてそれをこれ進めて行って、予算をつけてって。先ほど全員協議会の中でも、議員の皆

さんにここでお認めいただいてから、160 回あります。これ、議員にとって非常に大きな責任になってきますね。これをよしと言えますか、今の状況で。ですから、いくら議会がよしと言えども、市長がこれはやるべきや、やってもらわないとって言うのもね。この分別をするのはだれなのですか、住民がする訳です。だったら、これは今住民が、本当に色々、巷で今聞いておりますと、160 回の分別の話が来たら必ず住民からは反論が出ます。なんの利益にもならないことで、市民にこれだけの労力をなぜかけさせるのやと。そこに、これが出てくるということも必死のことな訳です。ですから、私はこういうことについて、もっと議論をさせてほしいって、だから節足すぎるっていうことを申し上げております。

本当に何度も申し上げますが、この容器プラスチックの分別は市民にとっては、水道代使って、経済負担して、そしてプラスチックの分類。これするためには、年寄りの人はああいう容プラのマークを見るのですら、また眼鏡かけてね、見てね、これは分けるかどうかということしていかんならん。子ども抱えて、共稼ぎしているお母さん達も、これ以上。資源ごみは当然することとちゃんとした、それに見合った利益を上げることができる、だからやっていいことやと思うけれども、これについてはなんの利益にもつながらない。そういうことを行政はどう考えているのかと。そして、ペットボトルなんかはこの容リ協会でも、持っていったペットボトルはほとんど、全部海外へ輸出して、そこで補助燃料として使われている訳です、石油系の製品プラスチックはよく燃える訳ですから。ですから、50 億もかけて、立派な清掃工場、今、建設してるんでしょ。それだったら、これも市民の税金で建ててる訳ですから、これを市民に対してどんな還元が図れるのですか。やはりこういった分別の一つでも軽減されて、そこらへんでメリットっていうのを一つでも出していただかないと。こういうふうな、何のために 50 億もかかるような、総額それぐらいの事業費をかけてまで清掃工場つくるんですか。まあ、よその自治体でも、なんでも燃やせるところはこの頃は資源ごみをはずしてほとんど燃やしていくという状況に変わってきているのです。そのことも含めて考えていただきたい。

ですからこれ、試行やから、試行やからって、今言ってますけれども、試行にも予算が伴って、現実に 1500 万ぐらいの金額が出てるっていうことは、これ予算が伴うのでしょ。で、これは試行といえども、その先にきちとした形でやっていけるということの目標がない限り、試行したって無駄にお金ほかすだけじゃないですか。住民

のみなさんは本当にこのことについてはもっともっと議論して、住民の声も聞いて、納得いくような形になってからでないと、これは認めていただけないと思います。やはりこういうことについて、本当に今、行政はなぜか、こう先々既成事実をつくって、やっていこうとする。こういうことも考えていただいて、私は色々今、具体的に名張から出てることとか、市民のお話のことも含めて、反対のことを言っておりますが、きちっと要約すれば、本当に容器包装プラスチックの分別というのはどんな容器が法律の対象になるのかどうか。これ、サランラップ1つでも対象になるのとならないというのがあるのですね。で、袋1つでもこれは本当に容りに行くんか行かないのかって、そんなことも住民からしたらなかなか見分けにくいんですね。そういった容器を水洗いして、排出して、それ本当に市民に対する、何度も言いますが水道代金を払うし、経済負担をかけさすことになるんです。そして、その水洗いしたことが環境を汚していく、環境負荷が増大するという問題点があるんです。また、そのプラスチックの、本当にこの分類のたびには、今もう少し行政でもきちっとした、これ、試行だけじゃなく本当に実際やっていこうと思えば、どれだけの負担があるのか。清掃工場がきっちりでき上がるまでは、4月から試行じゃないといえども、これどこかにこれ委託するのでは。委託をするということは、そういった保管場所や圧縮梱包コストのことについては委託をするという、それだけのまたお金がかかってくるというはずなんです。私たちは聞いておりません。ですから、そういうふうにはらんコストをかけていかんたらん。そして、なんら市に対しても市民に対しても、これに対する利益はない。そういうことを考えれば、なぜこれ、多額の支出を伴って、本当になんの利益も得られず、市民に対してもなんのメリットもない。住民にかける労力や時間、経済負担が大きすぎる。このこと一番大事なことやと思うんです。そして、今財源不足の自治体なのですね。本当にお金がないないって言って、大事なこともやっていけない。そういう、財政面で厳しい名張市なのです。そしたら、そういう財源不足の自治体がですよ、こんな分別をしていかなければならないのかなあと、その疑問も残しております。本当に市民の反対の声がこれから大きく、説明していけばいくほど出てくると思いますので。市民の協力も得られず、実施できる事業ではないと思うんです。実際に、市がいくらやるといっても、市民の人がこの分別の作業をしてくれなければできない。ここをしっかりと踏まえて、今、先に予算つけてやっていくという以前に、もう少し住民サイドとの話し合いを先にもつということ、それを考えていただ

きたい。本当に、なんでも市は財源使うのには費用対効果、あるかどうかを見ていかならなくて言うてるのに、これ本当にどういう費用対効果があるんですか。市長は、全国市長会でシンポジウムやキャンペーンをして、自分が前向きにこれ進めていっているから。だから私は、ええかっこせんといってくださいって言うたのは、そこにあるのです。そういう費用対効果、どうなのか。市の側を向いた目でこのことをやっぱり考えていただきたいと思います。色んなことを申しました中で、私は、議員の皆様には、伊賀市の組合議員が今日初めて出揃って、そうして開かれた組合議会の中で、今までにこの容器包装プラスチックの分別についても一度も議論もされておられません。そして、ましてや青山地域も、この話もまだ一度もいってないし、名張の住民にはそういう有料に伴っての話もそこで少しは出ていっておりますが。青山地域については、有料の問題も名張は先々80円って出してきてね、68円とかそういうことまで言っておりますが、これ伊賀市の中においてはまだまだ20円で、青山も伊賀市と同じ20円でっていうふうなこと言われてる中でね。この問題も含めて、同じ立場の中で、これやっていくのになぜこれ、この問題、試行でやるって。説明も何もしていない青山地域も伊賀市のことも無視して、これ伊賀南部環境衛生組合議会に出してきてるのじゃないですか。そして、すべてはこれ予算計上して、これを認めたらもう議員が認めたって。議員の責任にしないでください。これは本当に、やっぱりそういうことが議員の責任としてかかってくる以上、これには十分に皆さん方にもお考えいただいて、本当に慎重にやっていただきたいということをお願いします。本当に、伊賀市青山地区の住民の方も、私の方にも電話ありました。一度も説明されてないのです。この中で、この分別にかかる委託料の予算を認める前に、容器包装プラスチックの分別の必要性と、今一度このことが住民のために必要かどうかの議論をしなければならないと思います。重要な案件として慎重に考えるために時間をとってください。そして、そのためには今回のこの補正予算を何とかもう少し先送りにして、この予算をつけないで、議論をした上でということで私は反対をいたしておりますので、この私の反対討論にご理解をいただきご賛同をいただきますよう心よりお願いをいたします。反対討論を終わります。

議長（山下松一）これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山下松一） 日程第7、議案第9号を議題といたします。

議長（山下松一） 提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第9号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、ごみの減量化と近隣自治体との均衡を考慮し、可燃ごみ及び不燃ごみの搬入手数料を適正な価格に改定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（山下松一） これより質疑を行います。宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） 今、管理者から提案されました伊賀南部環境衛生組合廃棄物処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例について質問させていただきます。

このことにおいて、事業系ごみの見直しと予算で計上されて、我々うかがった訳でございませけれども、この条例は本来は一般廃棄物の処理並びに清掃に関する条例は条例。そして清掃施設の設置及び管理に関する条例は本来なら別でございませ。本来なら、今この条例の趣旨として予算を認めた中でそれは賛同という形でございませけど、この条例の本旨として、例えば今後新しい新清掃工場が奥鹿野に行くと。この条例の中に、何条ですか。5条の2項に前項に指定された産業廃棄物を自ら処理する事が困難なときは管理者が指示する場所に搬入しなければならないと。地方自治体に任せられたのは一般ごみであって産業廃棄物うんぬんは県の許認可であると。この条例のもとでまた、2つの条例を1つにすることにおいて、今後奥鹿野における施設において、今青蓮寺で焼却されてる中で、巷で産業廃棄物も処理されてると。このままでいくと、公害防止協定並びに地域のごみの協定がございませ、産業廃棄物が青山の施設にいく可能性も出てくると。この条例の上位法はどれに基づいてやっているのか。ま

た、施設の設置及び管理に関する条例において上位法はあるのか。一般廃棄物の処理及び清掃における条例は上位法で、国の法律の中で地方自治体がこれを決めていくと。施設の設置及び管理に関する条例においては多分上位法じゃなくして、この後の方は、伊賀南部環境衛生組合は名張市と伊賀市の青山地区の中の処理をするための条例だと。私は、そしてどこにどういう施設があるという条例だと理解しております。そして、このまとめることにおいて、例えば上位法に基づくような後の条例が、この精査について今後どのような認識を、今後、新清掃工場が稼動するにおいて、精査していくのか。例えばこのままいったら産業廃棄物は青山に入ってくる可能性もあるとうたっている。これ、条例自体がどうも違法に近い形の条例じゃないかな。こんな感じがしますけどご所見をいただきたい。

議長（山下松一） 事務局長

事務局長（山崎幸雄） ただ今の宮崎議員の質問にお答えをさせていただきたいと存じます。この条例につきましては、廃掃法の中にも一般廃棄物と合わせて産業廃棄物を処理することができる。これは市町村の条例で定めなければならないと、このようになってございます。と言いますのは、実は例えば大きな会社より小さい会社がございまして、魚屋さんとかになりますと、その中で出るプラスチックについては全て産業廃棄物になる訳でございまして、それを分けて、本来は分けて産廃は産業廃棄物処理業者に引きとってもらうのが当然でございしますが、現在のところその事業系の一般廃棄物の中に、例えば魚のガラとかそういうものの中にプラスチックが含まれている。で、きちんと言えば、そういうものは産業廃棄物で私どもは取りませんよという事はちょっと今のところできませんので、それはこちらの方へ、収集いただいたものを処理させていただいておるのが現状でございまして、新清掃工場の今後につきまして、産業廃棄物処理業者とも話し合いをして参りたいと、このように考えているところでございます。

議長（山下松一） 宮崎議員

議員（宮崎由隆） 産業廃棄物と事業系ごみのその区別は大変難しい。これもご理解しておりますけれども、あえてこの条例の中に産業廃棄物をうたうと大変なことが起きてくる可能性があるかと、私はそういう理解で質問させていただいておりますけども。この条例の中でごみ袋におきましたら、ちょっと外れますけれども、一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例でごみ袋の値段。そしていわゆる手数料、ごみの有料化、施

設に関して、手数料においたら施設の設置及び管理に関する条例で決めていくと。これ別枠です、これ。はっきり言って、別にすることにおいて予算イコール財源と。条例イコール予算と。この施設の設置及び管理に関する条例で焼却施設の稼働する人件費とか諸経費を払っていくと。そして、一般廃棄物の処理及び清掃についてはこの中でごみ袋の値段を決めて、収集の予算としていくと。そのために1つの条例があると。1つ1つの条例がと。このように長々しい条例にするとどうも市民にも理解しにくい。議会もしにくい。予算もどっぷり勘定になると。この条例は分けて考えて、強いて言えば、一般処理場の処理及び清掃についてはし尿処理のことも含んで本来はここで条例になってうたわなければならないと。今、どうも伊賀市と名張市としては清掃工場の処理費の値段が違う、大変と。この問題もこの条例の一本化の中で、やはり新しい新清掃工場がこの条例を改正することにおいて、例えばごみの収集の仕方を変えていくとか、入札の方法も変えていくと。し尿処理においても合特法というややこしい法律がございますけれども、こんなことは規制緩和でなんぼでもできると。我々は市民のために行政に何を求めるか。そして、行政も市民に向けた行政を行っていくと。こういう観点から、この条例を早く新しい新清掃工場が稼働するまでに変えていただきたいなど。市民に向けた形の中でこの条例を変えていただきたいことを要望いたしました。また先程、市長が、この条例の中で事業者の二段方式で全協で質問させていただきましたけれども、業者へ説明して理解をいただくと。また、本予算も可決しましたけど、これも市民に説明して理解をいただいて執行していただくと。まずは市民に理解をいただくということを要望いたしました。以上です。

議長（山下松一） 事務局長

事務局長（山崎幸雄） 宮崎議員からいただきました所見につきまして、私どもで伊賀市ともども考えて、検討して参りたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。

議長（山下松一）他に質疑はございませんか。

ないようでありますから、これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行ないます。討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（山下松一） 以上をもちまして、本組合議会臨時会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

これをもって、平成19年8月伊賀南部環境衛生組合議会第151回臨時会を閉会いたします。

午前11時37分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員